

速懸―近世宇治・山田における葬送儀礼―

塚本 明

はじめに

伊勢神宮の門前町たる宇治・山田では、中世以来住民の死は「速懸」という作法で葬られた⁽¹⁾。穢れを強く忌むこの地において、清浄さを維持するために死は「なかつたこと」にされる。死を迎えると親族らは、「病氣大切に及ぶ」、つまりまだ重病であるとして直ちに墓地に運び、しかる後に死んだと認定したのである。宇治・山田の住民だけでなく参宮人や山田奉行など、一時的にこの地に来ていた者の死も同様である。伊勢神宮の神馬ですら「病氣大切」と表現され、墓に送られた。

この特異な風俗は、横井清氏の描いた、死穢を避けるために瀕死の病人を河原へ捨てる、凄惨な中世都市京都を想起させる⁽²⁾。明治初年に新政府により、「人倫に悖る」として速懸の停止が命じられたのも、肯けることである。

一方でそれは、神宮や神社領の清浄さ、聖地たることを際立たせるものでもあった。神宮研究の泰斗、大西源一氏は「かくして神都の地に於ては、死と云うことはなかつた」と誇らしげに記している⁽³⁾。また西山克氏は中世後期の都市伊勢を、この速懸をキーワードに鮮やかに描き、「聖地」として区切られた住民の生と死、地域特性を論じ

た⁽⁴⁾。

だが従来この速懸は、大西氏、西山氏らも含めて「杉の落葉」「宮川夜話草」などの随筆類に依拠して語られるのみで、実際の事例に即して論じられることはない。穢れを忌み清浄さを求めた象徴として取り上げられる点も、それはことの半面に過ぎないだろう。清浄さを支える穢れ、聖のなかの賤があり、それぞれの織りなすところに都市宇治・山田の実態がある。

当面の課題を、最初に整理しておく。まず、速懸という作法自体は一種の便法であり、むしろ神社古来の触穢規定に背くものであった。穢れ意識の強さが速懸に直結している訳ではない。触穢觀念と速懸とは、どのような理屈によつて結ばれ、またそれは何時どのような階層・組織集団によつて主導されたのか。

西山氏によれば、速懸の成立は一四世紀に遡る。この時すでに、閉ざされた神社世界の規定が通用しなくなるほどに、住民社会が成立していた。だが近世に入つての都市社会の発展は、前代とは比べものにならない。住民のみでなく、諸国からの多数の参宮客が訪れたなか、中世に成立した便法が、そのまま通用したとは思われない。近世社会における速懸の実態とその変容を明らかにする必要がある。

江戸時代において、伊勢神宮の長官(一禰宜)ら、その中核をなす上級神官を除き、宇治・山田の住民たちは、他の地域と同様に檀家制度に組み込まれていた。祖先祭祀の意識が高まれば、親の死すら「なかつたもの」として「葬儀」を避ける速懸の作法に影響を及ぼすことが予想される。神社領の住民と仏教・寺院との関係はいかなるものであったのだろうか。

速懸は死穢を避ける作法だが、同時にこれは死穢を引き受ける人間を必要とした。本稿では、速懸に関わる限りでの側面について、見ていくこととする。

一、死穢の規定と速懸

1、中世段階の解釈

既に指摘されていることだが、触穢に関する神宮世界のバイブルである「文保記」「永正記」(5)においては、速懸の作法について論じつつ、これを否定的に評価している。一四世紀前期に成立した「文保記」の記述を見よう。

近年号速懸、称未死之由、送野就之重々無謂事等有之、導師僧者着笠打輪、役人等着浄衣、引馬、秉松明、於野導師読咒願文、不替死人之葬、為遁触穢、結構之至也、不可説、凡速懸者、既有死去之不審、迄近比送野面之後、或出言、或動身、近年者人意偽而大略死去之後送欺、雖有推量、以推量不可定于穢、此事記爾還而有其憚者也、能々可令勤慎事也、只以氣止為穢始者也

これによれば速懸は、まだ死んでいないと称しての作法であり、しかし僧侶を始め関係者の装いや行列は死人の弔いに変わるところはない。触穢を逃れるための方策で、「文保記」の著者は「不可説」と厳しい。確かに死が判定されたあと野辺送りの時に息を吹き返すことはある。だが、だからといって死んでいないかもしれないとの「推量」

で穢れを定めてはならず、あくまで「氣」の停止で死穢は発生する、と断じている。

右の引用文は、「問葬葬送時供奉事也禁忌事」と題する箇条中の記述であり、「死人送之時」の箇条中には、「死体に触れずとも供奉した者は七日の憚りと規定され、合わせて埋葬のため人骨に触れた者の穢れの程度などが規定される。「永正記」においては「喪家」は三十日の穢れとされ、さらに五十日を過ぎなければ神事に従うことができないとし、また葬送に従った者の服忌期間を定める。

これらはいくまで「死体」を扱った葬儀の実施を前提にしている。清浄さを重んじることは穢れを避ければ良いということではない。触穢発生という事態を重く受け止め、怖れ慎むことが求められる。それを忌避するために便法を取ることは、本来の原則から言えば間違いであった。

「文保記」「永正記」の両書は、近世の神宮世界で触穢を判定する際の基準として重んじられ、目前の事態とこの二つのテキストをいかに整合的に解釈するかが、しばしば議論となった。実態として一般化した速懸と触穢との関係は、どのように理解されたのであろうか。

2、近世段階の解釈

近世の死を送る儀式の実態を見る前に、まずは宇治・山田の文人や神官たちによる速懸に関する議論を見ておく。大西氏らが紹介する喜早清在「杉の落葉」(6)や秦忠告「宮川夜話草」(7)では、速懸自体

には肯定的である。秦忠告は「其状甚古朴なり」とする。しかし喜早の指摘によれば、寺檀制度に基づき僧侶によつて葬儀が執り行われるようになってからは、この儀式が華美になり、本来の速懸とは異なっていることに批判が加えられる。速懸の実態が華美になっていく様相については、後に検討しよう。

権禰宜の家に生まれた近世後期の国学者足代弘訓は、伊勢では死穢に触れた場合に三十日の穢れ、百日の禁忌となるが故に速懸の作法が中世来採られた、として解説を加えている(8)。死者を病人の取り扱いで、常の供立てで墓地に送ることとし、その際位階ある人でも白い喪服は用いない。それは「是延喜式ニ伊勢大神宮禰宜大小内人物忌父遭親喪不敢触穢及着素服」としている。速懸を採る家では「魚肉ヲ十分ニ調ヘ酒飯ヲ饗応候モ御座候」ともする。つまり、現実に発生している「死」にも関わらず、日常生活の変動を加えないことを美風と評価している。そして「下賤ノ者ハ流俗ノ仏事ヲ行ヒ、葬礼ニ似寄候モ御座候コトモ、位階アル家ニテハ堅ク早駈ノ法ヲ守リ申候」と締め括る。ここには「文保記」の影響は見られず、それが便法であることの後ろめたさは認められない。

天保一一(一八四〇)年一月、山田奉行の三枝守行が在任中に伊勢で死去した。速懸の法は住民に限らず、江戸から赴任している山田奉行らにも原則として適用される。三枝も事実上この作法に則り、中山寺に葬られた。さて三枝の用人から、江戸帰参後関係者に説明するために速懸の制度について尋ねられた内宮長官は、「於 両宮内者、以為尊敬神、葬礼之儀無御座候」とし、葬礼を行えばその家や葬式に携わった者たちに重い穢れが罹る。対応を誤ったならば両宮が触穢と

なり、あらゆる神事と御饌調進が停止し、参宮人も内院への立入が禁止される。「右之通禁忌嚴重之事故」に、速懸を行うのだ、とする。速懸は敬神を専らにし、触穢を厳格に意識するからこそその制度であるとの認識である(9)。

速懸をせずに葬儀を行った場合の触穢規定を確認しておく。天和三(一六八三)年六月、幕府の求めに応じて神宮では服忌令をまとめ提出した。その一条には次の条項が見える。

一、葬送

葬礼役人等百ケ日穢、従葬者一七ケ日穢人、葬家之人三ケ日穢、於外宮有此法、於内宮近代無此法

享保六(一七二二)年に、宮川より外の度会郡棚橋村(現・度会町)で、山田常磐町の梅香寺住職の葬儀が執り行われ(10)、参列した神宮領民の触穢が問題となった。三方会合の求めに応じて外宮長官は、神官中相談の上で次のような規定を示した(11)。

本葬礼触穢

一、役人 三十日之穢ニ而百日禁忌別火
一、葬家人出入之者触穢三十日ニ而別火

遺骸送り候後出入之者ハ、其出入したる日より死穢三十日之限りの日迄穢ニ懸るべし、たとへハ十六日目ニ出入したる者ハ十五日也、此外准して知るべし

一、葬礼外方外口供奉人七日ニ而別火也
一、葬家ニ不入し而外より悔いふハ七日ニ而別火ニ不及
一、触穢之者あやまりて同火する者ハ火かへ、常之忌中之火同火と同事

一、触穢ニ懸りたる時返り火中ニケ日火替

一、触穢清り様けつさい翌日清火

外二寺方江申触事

一、宮川外他所二行引導之僧三十日之穢百日禁忌別火を食し、

山田之早掛之葬礼ニ准せざる様二寺方へ御申渡可給候

葬儀に携わった者のみでなく、葬送後三十日の間に家に入出した者、家に入らずとも外から悔やみを述べた者、また彼らと一定期間内に接触した者にも穢れが及ぶ。速懸をしなかつた場合、その家のみでなく都市社会に大きな影響が生じることが予想される規定である。

天和三年の服忌令において、広く市中が触穢となる場合の規定がある。そのなかには「於在家死人有之時、其家一昼夜不葬置之者、兩宮并領内触穢」との箇条が見える。つまり死者を速懸にせず翌日に持ち越したならば、親族ら関係者のみならず兩宮と領内、宇治・山田及びその周辺の神宮領全体が触穢となる、とするのである。これが厳密に適用されるならば、宇治・山田において葬儀を実施すれば、地域社会に大きな混乱が引き起こされることが予想されよう。

二、葬送儀礼の実態

1、外宮長官の本葬礼

さて先に引用した天和服忌令の「葬送」箇条末尾には、「於外宮有此法、於内宮近代無此法」との注記がある。この場合、内宮では近年

この法の適用はない、とする方は分かりやすい。速懸をとれば葬送の触穢は成立しないからである。ではなぜ外宮では「有此法」なのか。神宮から服忌令を受け取った山田奉行は、内宮と外宮とで規定が異なることを質した。天和四（一六八四）年六月、神宮（内宮）からは次のような返答があった。

外宮ニおゐて長官一人ニ限り送葬ニ相極申者百日之穢、其死人之家も百ケ日之穢（中略）内宮ニハ速懸を用ひ候

内宮では速懸を行うが、外宮では長官（一禰宜）については百日の穢れを伴う葬送を行っているとする。先の服忌令の注記文言は、これの反映であった。近世の宇治・山田において、死が全て速懸によって処理されたのではない。しかも、事もあるうに触穢觀念を最も重んじる立場の長官が、速懸ではなく本葬礼（死を死と認め、穢れの発生を伴う葬儀を行っていたようなのである）。

事実、近世前期の外宮長官の死は、本葬礼によって送られていた。享保八（一七二三）年七月八日、外宮長官の檜垣常有が八二歳で死去した。即日それまで二禰宜であった檜垣貞命が昇進し、長官（一禰宜）に就いている。常有は長官在任中の享保六年に、先に見た「本葬礼触穢」の規定を作成した人物である。

さてこの時の外宮長官常有の死の処理については、神宮に異議が寄せられ、大きな問題となった。貞命長官の記録（「神宮編年記」・外宮長官日記）を、順を追って見ていく。

まず七月一五日に、三方年寄家（山田の住民組織、三方会合を運営する家格）の幸福勘解由が長官家を秘かに訪れていた。

一、幸福勘解由殿長官江乍内証被申候ハ、一兩年御定之御吟味之

上之式相替儀無之候間、今一応町々へ御触候様ニと被仰聞、昨日町々へ相達候、乍去此度之義ニおゐて六禰宜殿ノ家内へ引繩半分ハ触穢ニ立、半分ハ触穢ニ成不申候様ニ被仕候得者、引繩ノ義を御立被成、何とそ服忌令之義軽く済候様ニ会合ニも願申事二候

葬家では、触穢の及ぶ範囲を限定するため「縄引」が行われていた。注連縄や溝形により堺を立て、「穢氣」の混入を防ぐことは「遍満の触穢」を避けるための重要な手立てであった(12)。右の末尾文言において、長官機構としては服忌を軽く済ませたいが、そのために住民組織たる会合に「願」っている点が注目される。

一、六禰宜殿と使者、覚書之写

此度常有死去ニ付、古例之通本葬礼仕候、家を仕切穢人往来之通仕切、台所座敷江穢懸り不申様ニ仕候、然所三方と先年寅歳院他所ニ而葬礼之禁忌之通仕候様ニ廻文有之候、寅歳寺門前之様ニ私惣家内を心得候儀迷惑仕候、右葬家を仕切置候義を三方と惣中へ被申触候様ニ被仰遣被下候者可忝候

常有の子息、六禰宜常包が新長官機構に申し出した文によれば、父の死去は「古例之通」に、速懸ではなく本葬礼で送られたのである。しかし三方会合からは、一昨年(「寅歳院」(梅香寺住職)一件と同じ扱いを求める廻達が市中に出された。先に見た一件の、影響の大きかったことを伺わせる。とまれ常包は、この度は穢れの拡散を防ぐ手立てを施しており、梅香寺と同様に扱われるのは心外である、とした。翌日さらに常包は、四禰宜の松木彦敬(後に智彦と改名)の尋ねについて次のように答える。

此度常有葬礼之儀、我等家ニ常晨を葬礼致、其後全彦備彦常和三代葬礼之儀も存知候得共、去々年葬礼之儀吟味不及候間、常有義ハ沐浴焼香杯も相止、早懸同前ニ致候得共、家を仕切不浄を拵へ候而棺を出し申候

常晨(寛文二年死)、全彦(延宝四年死)、満彦(天和二年死)、常和(元禄一三年死)の、常有の前四代の長官も全て本葬礼であったこと、しかし一昨年(の件)があったことから、この度は「沐浴焼香」を止め、「早懸同前」にしたことを強調する。

だが、同日に三方会合から疑念が寄せられた。

一、三方との口上

昨日日本葬礼禁忌之儀、今度先長官殿卒去ニ付猥ニ有之風聞御聞及被成候ニ付、去々年前長官より御渡被成候書付之通之禁忌を弥急度相守候様ニ惣中江相触候へと被仰聞、早速町々江申渡候、然所此度前長官殿卒去被致候節出入致し候子良物忌上部二臆参籠ニ付勤番之由承及不審ニ存候、先達会合より惣中江申渡候とハ相違仕まゝニ至り、会合廻文茂用ひ不申混雑之沙汰ニ候、穢ニ懸り不申候而不苦訳御座候ハ、惣中へ其趣申渡候間、早々此段可被仰聞候

今回の外宮長官の葬儀と服忌令との齟齬は、これ以前から町方で問題にされていたようである。ここで三方会合が咎めているのは、長官卒去時(に)出入りしていた子良・物忌らが、触穢中は憚るべしとの規定に反して、神宮に参籠し勤番している点である。住民らの混乱を収束するためにも、穢れにかかっていない理由を明示せよ、と迫った。

ここから見ると、「沐浴焼香」という本葬礼につきものの儀式を今

回は行わず（行えず）、「速懸同前」にしなければならなかったのは、住民組織からの圧力という、長官家にとっては外的要因に基づくと思われるのである。新長官の貞命も、三方会合からの声を受け入れた。たとえ沐浴焼香を行わずとも本葬礼である以上は、縄の内側に入った人間は三十日の穢れ、縄外でも清浄とは言えず、三十日以内に家内に入入の者は「丙穢」として七日の穢れとなる旨を、常包家に通告したのである。そしてこの時を最後に以後長官の死は速懸で送られ、本葬礼が行われることはなくなった。

宇治・山田の地のなかで、神官の中核に残っていた本葬礼が否定され、原則として速懸に移行した要因は、清浄さを重んじ穢れを忌避する意識の高まりからでは決してない。「文保記」等で規定されること、速懸は本来、死を送る儀式としては不適當で、神社領では死穢の禁忌を伴う本葬礼こそが古例だったのである。これを停止に追い込んだのは、神宮内部ではなく山田の住民機構であった。三方会合は、注連縄を張ることで穢れの蔓延を防げるとの見解を否定し、葬家に出入した神官が神事に携わったことを咎める。この神官たちには、自分たちに穢れが及んだとの自覚はなかったであろう。一見、三方会合側が触穢をより厳密にとらえているかのようだが、これは速懸に移行させるための方策と考えるべきだ。注連縄による範囲の限定よりも、速懸にして死穢自体をなくした方が不自由は少ない。彼らは清浄さを求めるがゆえに速懸を選んだのではない。ここには、死を怖れ慎む意識ではなく、死穢に伴う都市生活への規制を避け、嫌忌する意識こそが認められる。

いずれにせよ、速懸が宇治・山田の死の送りとして完全に一般化する

るのは一八世紀に入ってからであった。そしてその後は、本来死穢を避ける便法に過ぎなかった速懸の作法は、社会的規範として「行わなければならない」ものに転化し、清浄さを維持する象徴として語られるようにもなるのである。

2、速懸の変容

本来の速懸の原則は、まだ死んでいないこととして墓地に送り、埋葬するというものであった。しかし速懸を行う人々の誰もが「死体」を扱っていることは承知している。それは神宮禰宜の死の場合においてすら、公言される。一例として、天明元（一七八一）年三月に内宮二禰宜（席次で長官に次ぐ、二番目の禰宜）の菌田守脩が死去した際の届書を見よう。

申上口上

菌田二神主義、長病之処、昨日ち段々相重り、今朝丑刻薨去仕候、早速親類方長官家江御届申上候処、二神主義当時掛り合中故、御役所方為御見分御組頭中御越被成候得共、神地任古法早朝速懸取行申候二付御断申上候、勿論病死二相違無御座候
右之通相違無御座候、以上

丑三月廿二日

菌田二神主後家名代 鳩口紋治

印

内官家司大夫殿

ここで菌田守脩は訴訟沙汰に関与していたために断りがなされているのではあるが、丑刻に「薨去」し、しかる後の早朝に速懸をしたこ

と、病死に間違いないことが、正式な届け書に記されている。

速懸のタテマエを守るためには、死後速やかに実施しなければならぬ。またそれは死者を送る「儀式」ではなく、死穢の発生を忌避する「作法」に過ぎず、秦忠告や足代弘訓が指摘するように日常生活のままに行うべきもので、殊更な準備があつてはならない。だが江戸時代の前期から、実際の速懸は原則からかけ離れていく。

まず、必ずしも死後速やかに行わなくなる。近世前期の国学者で、触穢制度に詳しい権禰宜の黒瀬益弘は、死後数刻を経て速懸を行うことを咎めているが⁽¹³⁾、数刻どころか翌日以降にまで持ち越すことも多かつたらしい。宝永二(一七〇五)年に三方会合所から出された触状⁽¹⁴⁾には、近年速懸の作法が混乱し、触穢に及ぶほどの風聞が立つことを遺憾とし、正しき作法を定めている。そのなかに次のような簡条がある。

一、早懸ハ人死する時未死究らさる内ニ墓所へ早々懸送之習故に早懸と称し候、其故野送以前はいまた死せさる心にて、其家内随火にならず、同火憚なく候、野送之跡にて火之氣をかへ、諸親類忌服に懸り候故同火せしめす候、依之野送之日を以死日に定候古法にて候、然るに近年人々の勝手に任せ、或野送之前日を死日に定候事有之由令風聞候、若野送之前日を死日に於相定者、野送以前に同火之輩者忌服之火令食用、其上死人を隠置候、触穢之道理難通候、皆以古法之類廃人々之冥加神慮無勿躰候条、向後弥守古法野送之日を以死日ニ可相定事

ここで三方会合が咎めているのは、「古法」では速懸の日を命日にするべきであるにもかかわらず、近年は野送り(速懸)の前日、つま

り実際に死亡した日に定めていることである。そうなつては死者を一昼夜隠し置いたこととなり、触穢が逃れがたい。

だがここで、死から速懸まで一昼夜を経過すること、すなわち実態として死体が一昼夜過ごすことは、不問に付されている。「氣」の停止が即、死穢の発生であるとの「文保記」の規定は既に空文化され、死体が発生しても翌日までは構わないとの了解は、宇治・山田世界に広まりつつあつた⁽¹⁵⁾。

宇治・山田の地とは空間的に離れるが、多気郡の斎宮村以下五か村の事例を見よう。ここは宮川より内の「神宮の敷地」とは別だが、古来斎宮が所在した由緒から、神宮の直轄地として存在していた。この地は「川向神領」と呼ばれ、宇治・山田の習俗に倣い禁忌触穢を重んじ、速懸を行つていた。

天保六(一八三五)年のこと、神宮代官はこの村々の庄屋に対して、死者が出た当日に埋葬するか否かを尋ねた。竹川村と上野村の庄屋は、死去当日に野送りすることが多いとしながらも「其内ニも株立候者遠方親類等江茂申遣し候上、野送り申し候二付、一両日も隠し置申候」としている(なおその場合の命日は、速懸の日ではなく落命の日を採ると答えている)。死から速懸までに時間がかかるのは、特に有力者の場合は遠方の親類らに連絡を取つた上で行うからだとする。宇治・山田における事情も、ほぼ同様であろう。一八世紀以降に行われた速懸は、必ずしも死後直ぐに行うものではなくなつていた。

こうなると死亡から速懸執行までの時間は無限定に延びていく可能性がある。慶応三(一八六七)年五月一二日、内宮領の朝熊岳・山伏峠といふところに変死体が発見された。宇治会合から神宮への当初の

届け出によれば、死んでから日数も大分経過し、年齢も分ならず足の甲は無く「五躰不足」、つまり既に腐乱している状態であつたらしい。会合役人と神宮役人との間で対応が協議される。以前には欠損死体は発見次第片付けていたが、折しも「亥年御改正ち事六ヶ敷」、すなわち文久三（一八六三）年の朝廷主導による神宮改革以後、触穢については嚴重な対応が求められていた。

だが結局のところ、「神宮を始会合并諸方とも二大行ニ相成」ことを避けるべく、「五躰不具二者無之趣」と報告を改めさせ、「左候ハ、昨日当り落候と被存候間、早掛之取斗ニ可相成旨」が命じられる。このような事態ですら、「昨日の死」と強引な解釈を施して、速懸の措置を採っているのである。

速懸の実際の作法も変わっていく。「五十鈴の落葉」⁽¹⁶⁾には、神宮稱宜の速懸の行列書を紹介しているが、先弘以下六十数名、親類知己朋友が連なっている。こうした様相を、宇治・山田の風俗を伝える随筆「茶物語」⁽¹⁷⁾は、「親ノ早懸ノ供奉ハ子タル者ノ一生ノ晴ノ儀ナリ（中略）然レハ衣服モ吾カアル限リノ晴ノ服ヲ著ルヘキ事ナリ、何事モ皆此意ニ准シテ執行フヘシ」と断じている。親族知人を集めての事実上の葬儀になっていると言えよう。「馳走」のために高提灯を差し出すことも行われていた⁽¹⁸⁾。

「死んではない」のであるから、本来は速懸自体に僧侶や寺が関与する余地はない。だが黒瀬益弘が「近年ハ死後数刻ヲ経テ、剩ヘ僧侶ヲ請侍シ、梵具ヲ鳴シ金鼓ヲ打テ葬礼ニ似タルノ所行甚以テ不謂事ナリ」⁽¹⁹⁾と指摘するように、速懸には近世前期から既に仏教色に染まってきていた。黒瀬は更に次のように言う。

当時館ノ（注釈略）在家ノ者ノ死スル時ハ其マヽ寺堂ヘ送リソレヨリ速懸ニスル、是又近代ノ事ト見ヘタリ、元来ノ速懸ナラハ館ノ町屋ヨリスルトテモ苦シカラヌ事也、貴賤浮凶ニ帰依シテ引導ノ僧ヲ頼ム故ニ如此ナリ来レリ、又刑戮セラルヽ輩ノ死骸ヲ乞受テ速懸ノ葬礼ニスル者アリ、又両宮領ノ者遠境ニテ死シ、死骸ナキヲ速懸ニスル輩アリ、両様共ニ甚以テ不謂事也、近年両品其沙汰ナシ

死刑になつた者の死体を受け取つての速懸、遠方での死の報せを受けて死体なしで行う速懸、これらはもはや、葬送儀礼にほかならない。さて、神宮に空間的に最も近い館町では、速懸の準備を自宅で行わず、寺へ送つてそこから速懸にすることがあると言う。速懸が葬式として意識されるにつれて、寺や僧侶との距離も近くなる。

黒瀬が指摘するように、館町だろうがどこだろうが、「死んではない」以上、死穢を気にすることはない。だが死後すぐに寺へ送り、そこから速懸にするというのは、速懸のタテマエが既に崩れ、一定の死の穢れを伴う儀式と意識されたがゆえのことであろう。黒瀬は、速懸に従事した者（速懸役人）が七日の穢れとすることも「是亦不審：イツノ比ヨリ定メシヤ無覚束」とする。もつとも「サレド今ノ速懸ヲ見ルニ、穢アルマシキ事トモ見ヘス」とするのは、この間の速懸の変容を的確に把握した評価と言えよう（速懸役人の触穢については、次章で検討する）。

寛延二（一七四九）年七月、遷宮を控えて朝廷から勅使らが伊勢を訪れており、警護の大名衆も逗留していた。七月一三日、会合役人の風宮作弥が内宮長官のもとを訪れる。風宮は「夜分と乍申、早懸之葬

送を町並送り候事如何ニ被存候、依之長命寺迄死人之躰ニ無之様ニ送り、彼寺之庭ニおゐて送義をしつらゐ、墓所へ送り候様ニ」と、宇治の住民に触れたことを伝えた。速懸を厳密に理解するならば、ほとんど解釈不能な説明である。「早懸之葬送」という表現自体がそもそも問題であり、また殊更に「長命寺迄死人之躰ニ無之様」(20)に送り、そこから墓所へ送る(速懸をする)というのも、不可解極まりない。会合組織、宇治・山田の住民らは、もはや速懸を實質的に葬儀と認識し、そしてそれゆえに穢れが発生すると考えていることになる。

天保一一(一八四〇)年末に山田奉行三枝守行が危篤に陥った時、奉行の用人の打診を受けた神宮と会合との間で、死後の対応が話し合われている。江戸での事例に倣い、当初は本葬礼で行うことが想定されたらしい。中山寺へ葬ることは決まったが、どのように死者を送るか。会合での話し合いでは、棺を油草のようなもので覆い「中山寺へ御仏参与申御達ニ而、平日ニ不相替御供立ニ而、勿論先払付御越之上、御即死与申事ニ候ハ、禁忌ニ相成候事茂無御座」との案が出された。「死んでいない」ことにする点で、これは速懸の作法に他ならないだろう。事実、江戸に戻る奉行の用人は、関係者に対して説明するために、速懸について詳細な説明を神宮に求めた。

速懸と正式な葬式―本葬礼との根本的な違いは、墓地・寺院に送るまでは焼香・読経等の仏教式行為をしないことであり、そしてそれまでは「死んでいない」というタテマエを取る、という点にしかない。しかも「実は死んでいる」という認識は共有されている。近世の速懸は、当初それを生み出した観念からは、ほとんどかけ離れたものとなっていた。

速懸がこうのように変質を遂げたのには、触穢観念の変容以外に、黒瀬らが指摘する通り、寺檀制度に基づく仏教の浸透もあろう。一章二節で紹介したように、足代弘訓は「下賤ノ者ハ流俗ノ仏事ヲ行ヒ、葬礼ニ似寄候モ御座候」とする。寛延二(一七四九)年に内宮長官は「神宮之義ハ古法にて僧衆を不相交葬義を相調候」とし、一方で「女義小児など之義、其品ニより僧衆をも頼申候」とする。確実な情報ではないが、嘉永元(一八四八)年五月に山田奉行が死去した際の対応をめぐり内宮と外宮との間で相談がなされている際、内宮側は「外宮方ニハ中以下ハ僧尼杯之附候事も有之哉ニ承候」と述べている。外宮側もこれに反駁を加えてはいない。公的には表れないが、宇治・山田の地で、僧侶の手により葬式で送られた死者は、決して例外ではなかったのではなからうか。

三、速懸を担う人々

1、家臣の土掛け役

黒瀬益弘が指摘したように、本来速懸は触穢を避けるための作法であり、それが正しく行われる限り穢れが発生する謂われはない。だが實質的に葬式と類似したものに変容していくにつれ、速懸に従事する人間の穢れが、強く意識されるようになった。

「死んでいない」人間が「死ぬ」のは、墓地に埋葬される時点である。ここで死体に変わるのであるから、墓を掘り、「死体」を埋め、

土を掛ける人間が、生死の境を分かつこととなる。安永三（一七七四）年のこと、宇治の周辺農村（内宮領）の中村で、利助という者が、葬式の触穢を猥りにしたとの風聞が立った。内宮長官が中村の年寄を通して調べたところ、利助は山本六右衛門という人物の死に際して、主人である山本采女（六右衛門の子息か）の命令により「土掛け役」を勤めた。この速懸は「作法」に叶うように執り行われたというが「此節世上も何角与入念候時節」ゆえに、百日間の別火と慎みが利助に申し付けられた。これは、天和服忌令に葬送役人は百日の穢禁忌とある定めに基づくものであろう。だが利助は「右之通ニ仕居申候而者殊之外難渋」を申し立てる。旧記を吟味したところ「惣体忌服穢等之義者軽重甲乙之儀者有之事」であり、百日のうち三十日と以後の七十日とは扱いが異なると見た。そこで三十日の経過後、「本職」(21)を得て以後は忌服を軽く扱ったことが、「風聞」の元となった。

神宮長官機構では、内宮と外宮との間で対応を協議するが、「文保記」「永正記」は当然のこと、天和服忌令などでも速懸の穢れについては規定がない。とまれ、服忌を私的に解釈したことを咎め、改めて速懸役人は七日、土掛けを勤めた者は百日の穢れと結論付けている。

土掛け役を家臣が勤めることは、他の事例でも見られる。神宮家の者では、領地の百姓にこの役を負わせることもあった。一八世紀前半頃に神宮家の者の執筆に係る「葬祭触穢記」(22)によれば、土掛け役には「神領ノ百姓ヲ呼ヨセテツトメシム」とある。ここでは常服で供奉する「速懸役人」とは区別され、「白布ノ浄衣」を着し笠をかぶり、「葬礼役人ノ出立」である。

だが、彼らの「土掛け」は儀礼的・形式的なもので、実質的に埋葬

を執り行う者は別に居た。「葬祭触穢記」は右に続けて「此者ハ鍬ヲトリ曠ノ前ニスミ、三鍬土ヲ下スハカリニテ鍬ヲ差置テ退ケハ所ノ穢人受取テトクト土ヲカケ取シマフコト也」とする。土掛けを務める家臣らは、土を三鍬だけ掛けて退き、あとは「所ノ穢人」が取り仕舞うという。「所ノ穢人」とは何か。宇治の牛谷、山田の拝田の非人集団であり、彼らが墓の穴を掘り、埋葬を最終的に司ったのである。

2、被差別民の穴掘り役と土掛け役

拝田・牛谷の非人集団が宇治・山田住民の墓を管轄したのは、少なくとも江戸時代前期には遡る。慶安三（一六五〇）年、住民の家格に応じて（墓穴の大きさが異なる）段階的に定められた穴掘り・土掛けの代金が、三方会合から拝田に対して申し渡された(23)。

一、慶安三寅年土かけ銭穴堀賃之定、拝田へ申渡候、請書如左

一、五百文 御三方并月行事衆

一、貳百文 御殿原分、但上下ニかからず

一、百文 御仲間分、但上下ニかからず

一、五十文 ひとりやもめ

右ハ土かけ賃

一、穴ほりの議我々共へ被仰付候ハ、右之御定之御土かけのねたんの五分一申請可申候

一、御墓所ニ如何様之非人を御番ニ御置被成候とも、其もの二少しもかまい申間敷候

一、何方によらずけかれもの御座候ハ、御礼物不被下候共無異
議何時にても早々取捨可申候

右之条々堅御請申上候上者、雨風雪等之中ニ御座候共何時ニよらず早々罷出相勤可申候、若少しにても相背候ハ、急度曲事ニ可被仰付候、其上何方之者ニ成共御土かけ之義可被仰付候、其時一言之御詫言も申上間敷候、仍後日一札差上申候、以上

寅十一月六日

はいた村中連印

河村勘兵衛殿

扇館三右衛門殿

規定されている賃金は土掛け銭であり、穴掘り賃はその五分の一であるという。寛政七（一七九五）年には銭相場に応じて増額され、穴の大きさに応じた穴掘り賃の額が明示されているが、土掛け賃はその五倍となっている。例えば死者が三方年寄家の場合、堅穴で二尺四方、深さ六尺と規定されており、かなり大変な作業である。労力のみ考えれば、穴掘りの方が土掛けよりも明らかに大きい。土掛け賃金の高さは、それが死穢に触れる作業であることに拠ると考えられる。

ただ、穴掘りと土掛けが拜田・牛谷の集団に独占されていた訳ではないことも、右の文言から読みとれる。埋葬の「役人」としては、儀礼的な土掛け役、実質的な土掛け役、そして穴掘り役の三つがあったが、原初的には死者の家臣らが、これらの全てを勤めていたのではなからうか。

だが、中村の利助の場合に見るように、儀礼的な土掛け役でさえその穢れは百日に及び、日常生活に大きな規制が加えられる。本来の速

懸が次第に葬儀と同様に認識されていくにつれ、これらの役が拜田・牛谷の非人集団に集約されていく動きは加速されるであろう。

外宮長官家に近世前期までは伝わった神宮世界本来の葬儀である本葬礼は、近親者を始め参列した人たちに等しく穢れを及ぼすものであった。だが、それらは最長百日で解消される。一方、速懸は参列者の穢れを免れさせる代わりに、穢れを一手に引き受ける存在を生み出した。速懸役人なくして、この制度は成り立たない。そしてその役が次第に特定の間集団に担われるようになると、彼らが負う穢れは常に更新される。本来、一定期間を過ぎれば解消されるはずの穢れが、人間存在に結び付けられることになるのである。

本葬礼の穢れは、死体との接触あるいはそれが置かれた空間によって伝わるが、それを直接に受けた者の穢れは、彼らと「同火」しない限りは伝染しない。穢れは非人集団のなかに閉じこめられ、同火の禁忌がより強く意識されていくのである。

速懸役人に対する報酬について、補足しておく。穴掘りと土掛けの賃金のほか、彼らには「葬儀」に用いた物品が下げ渡された。次の史料は、恐らくは三方会合から町方に触れられた定めの写しと思われる。年記不明だが、干支と前後に記された史料から、元禄七（一六九四）年のものである可能性が高い⁽²⁴⁾。

一、ちやうちんはいた江可取事

但、寺之書付ちやうちんハ曾而取間敷事

一、たいまつまき候布、はいた江可取事

但、布まき不申候たいまつ持候時、布代とて曾而取間敷事

一、土かけ持出候楯、はいた江可取事

但、土かけ無之時、鍬代とて曾而取間敷事
右之外何二而も一切取間敷者也

甲戌七月

葬儀に用いた品が、それに携わった被差別民の手に渡されることは一般に見られる。だがそれが次第に既得権益化し、物品がなくなるとも、その代わりの金銭を要求するようになっていく。速懸を執り行う場において、非人集団と遺族との間で報酬をめぐりしばしば紛争が生じ、三方・会合にとつても拝田・牛谷の民をどのように統制するかが課題となつていった(25)。

結びにかえて

幕末期、文久三(一八六三)年に始まる朝廷勅使が主導した神宮改革のなかで、近年速懸が葬礼を混雑していることが問題にされた(26)。野送りの前日(実際に死去した日)を死日を定める習慣等を咎め、本葬礼との混乱を指摘し、「弥古法ヲ守」ことが厳しく触れられた。神仏分離政策のなか、明治元(一八六八)年閏四月には神職の者が神葬祭に改めるべきことが命じられ、同二年七月にはその方式を細かく定めた「神領葬祭略式」が交付される。だが、ここで規定されたのは詮ずるところ仏教的要素を一切排除することであり、死者を「病体」であるとして送る「速懸」の作法は、依然として前提となつている。速懸が否定されて神葬祭になつたのではない。

速懸の消滅は、神祇省・度会県の主導で行われた神宮制度改革の一環として、明治五年三月に神宮領特有の触穢規定の廃止を命じる「宮川内御規則改正」が発令されたことに拠る(27)。その第三条から五条は、次のように規定されている。

一、病死人有之節、早掛卜唱へ病人振ニ取扱候義ハ政教ニ拘リ、人情ニモ悖リ候事故、自今葬送之取扱可致事

一、葬送勤役及死人ヲ取扱フ者ハ三日ノ後沐浴シ参宮不苦事

但、葬送ニ随ヒ及ヒ死人同座ノ者ハ沐浴致シ候得者翌日ヨリ
参宮不苦事

一、忌中参宮不相成候得共、別火ニハ不及候事

これに先立ち度会府の命による、触穢葬祭制度についての取り調べがなされた。これを受けて、恐らくは神宮神官で新政府側の立場の者からの、速懸について上申した文がある(28)。それには「遇ニシテハ事ヲ急ギ墓地ニ到テ猶苦惱ノ声ヲ発シ蘇生ヲ為セシ者モアリシト云フ」と、速懸の措置を急ぐがあまり、途中で蘇生することがあるとし(本当はこれこそが「本来の」速懸の姿なのであるが)、「是実ニ止ムヲ得サルニ由ルト雖トモ、父兄ヲ葬ルノ際ニ在テ其無道ヲ如何セン、子弟ノ際ニ於テ其不慈ヲ如何セン、倫理ニ於テ豈如此ナル可ケンヤ」と、人倫に悖る不孝の制度として激しく批判を加えている。これが、右の「宮川内御規則改正」に反映していると言えよう。

確かに速懸というものは、その理念も含めてこのように評価されても仕方がない。だが、近世に行われた実態は、決してそのようなものではなかった。一昼夜を待つても親族知音の者を集め、提灯を掲げ行列をなし、祭文を読み、盛大に儀式が執り行われることも例外では

ない。速懸が本葬礼と異なるのは、「死んでなかったことにする」というタテマエと、仏教色を排除するという点に過ぎない。そして維新後に推進された神葬祭とは、実質的には「死んでいる」ことを認めた速懸、とも言えるであろう。

さて、神宮特有の触穢制度廃止を推進した度会県知事の橋本実梁は、速懸の厳密な実施を求めた文久三年の勅使の一人であった。この間の転換をどのようにとらえるのか。ここに、触穢制度をめぐる近世・近代移行期の重要な問題が孕む。江戸時代に葬送を担った被差別身分集団の押田・牛谷の民の実態、異国人参拝の拒絶と容認等の問題も含め、今後の課題としたい。

〔註〕

- (1) 史料用語としては、速掛、早懸、早駈、速駈などが見えるが、論考中は「速懸」で統一する。
- (2) 横井「中世の触穢思想」(同『中世民衆の生活文化』東京大学出版会、一九七五年、所収)
- (3) 『参宮の今昔』(神宮文庫、一九五六年)
- (4) 『道者と地下人』(吉川弘文館、一九八七年)
- (5) 両書とも『群書類従』所収。なお『神宮古典籍影印叢刊7 神宮参詣記 服紀』(皇學館大学、一九八四年)を参照。
- (6) 享保二二年刊。神宮文庫蔵
- (7) 『大神宮叢書 神宮隨筆大成 後篇』(神宮司庁)所収
- (8) 「葬祭概要」(神宮文庫蔵)

(9) 『神宮編年記』(神宮文庫所蔵)。神宮の一祢宜(長官)の記録。

ここでは内宮長官の記したものを利用する。以下、特に断らない限り、典拠は当該史料である。史料の性格等については、神宮史料輪読会編『神宮編年記』(内宮長官日記) 慶安元年一〇月一五日(同二年七月七日)、『皇學館大学神道研究所紀要』一六、二〇〇〇年)の「解題」を参照。

(10) 梅香寺は現在伊勢市常磐町清水世古にある浄土宗鎮西派の寺。

明治六年四月に無住無檀になったため、棚橋村蓮華寺に合併したが、明治四五年に再興された。なお、この時死去した住職は宇治・山田市中住民の広い信仰を集めていた。

(11) 『神宮編年記』のうち「外宮長官日記」。

(12) 「文保記」にその定めがある。だが近世においては建物内に穢れが広まることは避けられないと観念されたようだ。「寄生園遺稿」(神宮文庫蔵)では、野外の穢れ発生について、境界を定めることの重要性を説くが、「宅内一塚の内にて浄不浄の所を分むることに重要性を説くが、その縄の引き様に重々子細あること」とし、為に縄を引くにハ、その縄の引き様に重々子細あること」とし、その困難さを強調する。常有の本葬礼の縄引きについても、宅内の縄外でも穢れが及ぶとする見解を支持している。

(13) 「禁忌集唾」(神宮文庫蔵)

(14) 「忌服葬祭記」(神宮文庫蔵)

(15) 拙稿「近世の宇治・山田における死穢の忌避について」(『人文論叢』二一、二〇〇四年)。ただし実態とタテマエとは別問題である。寛政元(一七八九)年に至ってさえ、内宮長官は山田奉行所からの尋問に答えて「死人有之時、一昼夜不葬して是を置ハ両

宮井領内触穢なり」と、その日のうちに速懸にする原則を示している。

(16) 『宇治山田市史史料 風俗篇』(伊勢市立図書館蔵)

(17) 右同

(18) 天保十三(一八四二)年八月三日に、宇治会合より遠慮すべき

旨の触が出された(『神宮編年記』)。

(19) 「禁忌集唾」

(20) 長命寺は、宇治浦田町にあった禪宗の寺院。明治初年に廃寺となった。

(21) 本職とは、実際に勤めるのではなく、職名を仮に補任することで、神宮に奉仕する者の忌服を軽くするための制度であった(『神宮典略』中巻)。

(22) 神宮文庫蔵

(23) 「諸例綱目集成八」(『宇治山田市史資料 風俗篇』)

(24) 「忌服葬祭記」

(25) この問題については別に論じたい。なお、墓所の掃除も拜田・牛谷の民に命じられていた(「忌服葬祭記」)。

(26) 文久三年の神宮改革については、藤枝恵子「幕末の伊勢神宮と山田奉行」(『日本史研究』三〇五、一九八八年)参照。

(27) 『宇治山田市史 下』(宇治山田市役所、一九二九年)に翻刻されている。なおこの間の関係史料は『三重県史資料編 近代4』

(三重県、一九九一年)に紹介されている。

(28) 「度会府至急ノ命ニ依テ上進スル所触穢及葬祭見込書」(藤園随筆「宇治山田市史資料 風俗篇」所収)

〔付記1〕 史料の閲覧に際しては、神宮文庫、皇學館大学神道研究

所、伊勢市立図書館にお世話になった。記して謝意を表したい。

〔付記2〕 本稿は、日本学術振興会科学研究費平成一四年度～一六年度(基盤研究C)「近世門前町、宇治・山田の社会構造に関する研究」課題番号一四五二〇三五五の研究成果の一部である。

(つかもと あきら 三重大学人文学部)